海上交通安全法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

0			<u></u>	() () ()	
核原料物質	航路標識法)航路標識法(昭和	港則法(昭	海上交通安全法	目
核燃料	(昭和二	型	和二十三	(昭	次
燃料物質及び原る	二十四年法	十四年法	昭和二十三年法律第百-	和四十七	
原子炉の	-四年法律第九十九号)	·四年法律第九十九号	百七十四	年法律第百十五号	
子炉の規制に関する法律	-九号)	-九号)]号) (抄	省十五日	
敗する	沙	沙)	\sim	<u> </u>	
法律	(第四	(第 二	第二条	抄	
(昭和三	四条関係	一条関係	(関係)	第一条	
一 十 二	(所)	(所)	:	未関係)	
一年法律第百六十六				:	
第百六			:		
十六号)					
(抄)	222	18	9	1	
(附則第					
、附則第四条関係.	:		:	:	
係)					
:					
37					
	:	:	:	:	
37	22	18	9	i	

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
23.

改正案	現	行
第一章 (咯)目次	第一章(咯)目次	
第一節(第一節~	
		系) 条—第三十五条)
第五章 罰則(第五十一条―第五十四条)第四章 雑則(第四十四条―第五十条)第三章 危険の防止(第四十条―第四十三条)	第五章 罰則(第四十七条—第五十条) 第四章 雑則(第四十条—第四十六条) 第三章 危険の防止(第三十六条—第三十九条)	条)
附則	附則 附則	
第二十四条(略)	第二十四条 (略)	
2 (略)	2 (略)	
): ハー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一項の規定による許可	、そ
第四十五条において準用する場合を含む。)の規定による許可)を受ってる受けることを要しなり場合には、消貝治第三十一条第一項(同名)	法第四十三条において準用する場合を含む。)	む。)の規定による許可)を消則治第三十一多第一項(同
事又は作業を行つている船舶は、当該工事又は作業を行う	作業を行つている船舶は、	当該工事又は作業を行うた
いて、	こび自行うできる。これでは、「これは悪味」のやむを得ない必要がある場合において、第二	第二条第二項第三号ロの国
第四条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十一条、第十三条、	、第四条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十一条、第十三条二元が名合ったとそとことによりません。	で、第十一条、第十三条
八条(第四項を除く。)、第二十条	、第十五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)	除く。)、第二十条第一
、	は第二十一条第一項の規定に	法に従わないで航行し、
をしないで航行することができる。 はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報	報をしないで航行することができる。 又はびよう泊をすることができ、及び第二十冬	る。 及び第二十条第四項の規定による通

第二十六条 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船の沈没等の船舶交通の障害の発生により、船舶交通の危険が生じ、中る緊急の必要がある場合において、告示により、期間を定めて、おお海域において航行し、停留し、又はびよう泊をすることができる船舶又は時間を制限することができる。ただし、当該海域において航行し、停留し、又はびよう泊をすることができるする緊急の必要がある場合において、告示により、期間を定めて、する緊急の必要がある場合において、告示により、船舶交通の危険が生じ、する緊急の必要がある場合において、告示により、船舶交通の危険が生じ、する緊急の必要がある場合において、告示により、船舶交通の危険が生じ、もの流行である。

2 · 3 (略)

第八節 異常気象等時における措置

(異常気象等時における航行制限等)

をとることができる。をとることができる。をとることができる。をとることができる。ときは、必要な限度において、次に掲げる措置物、紹舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生じ、又は生め必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる措置物、場舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生じ、又は生いができる。

。 当該海域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止すること

域又は当該海域の境界付近にある船舶に対し、

危険の防止の円滑な実

第二十六条 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船第二十六条 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船第二十六条 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船

2·3 (略)

(新設)

施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(異常気象等時特定船舶に対する情報の提供等)

第三十三条 い う。 特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交 安全に航行し、 泊をしている他の船舶に関する情報、 特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で 険を防止するため必要があると認めるときは、異常気象等時特定船舶 定めるところにより、 よう泊に異状が生ずるおそれに関する情報その他の当該海域において 定める海域において航行し、 が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危 (第四条本文に規定する船舶であつて、異常気象等が発生した場合に 以下この条及び次条において同じ。 海上保安庁長官は 停留し、 当該異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう 又はびよう泊をするために当該異常気象等時 停留し、 異常気象等により 当該異常気象等時特定船舶のび 又はびよう泊をしているものを に対し、 船舶の正常な運 国土交通省令で

2 前項の規定により情報を提供する期間は、海上保安庁長官がこれを通省令で定めるものを提供するものとする。

として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合停留し、又はびよう泊をしている間は、同項の規定により提供される。異常気象等時特定船舶は、第一項に規定する海域において航行し、公示する。

(異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための勧告)

第三十四条 海上保安庁長官は、異常気象等により、異常気象等時特定第三十四条 海上保安庁長官は、異常気象等により、異常気象等時特定船舶に対し、国ときは、必要な限度において、当該程常気象等時特定船舶に対し、国ときは、必要な限度において、当該危険を防止するおそれその他の異常気象生交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を

(新_型

措置について報告を求めることができる。 勧告を受けた異常気象等時特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた の動きに基づき講じた

(協議会)

。) と目載しらしているである。 協議を行うための協議会(以下この条において単に「協議会」という げその他の船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し必要な より、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚 第三十五条 海上保安庁長官は、湾その他の海域ごとに、異常気象等に

。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

海上保安庁長官

二 関係地方行政機関の長

その協議の結果を尊重しなければならない。協議会において協議が調つた事項については、

協議会の

構成員は

議会が定める。
前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協

4

3

第九節 指定海域における措置

第三十六条 (略)

(非常災害発生周知措置等)

第三十七条 (略)

の旨を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措船舶交通の危険がおおむねなくなつたと認めるときは、速やかに、それがなくなつたと認めるとき、又は当該非常災害の発生により生じた域において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそ2 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつた後、当該指定海

(新設)

第八節 指定海域における措置

第三十二条(略

(非常災害発生周知措置等)

第三十三条 (略)

の旨を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措船舶交通の危険がおおむねなくなつたと認めるときは、速やかに、それがなくなつたと認めるとき、又は当該非常災害の発生により生じた域において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそ2 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつた後、当該指定海

置 (次条及び第三十九条において 「非常災害解除周知措置」という。

をとらなければならない。

第三十八条・第三十九条 略

第三章 危険の防 止

(航路及びその周辺の海域における工事等)

第四十条 (略

2 5 7

8 む。)の規定による許可を受けることを要しない。 は同法第三十一条第一項(同法第四十五条において準用する場合を含 よる許可を受けることを要せず、同項の規定による許可を受けたとき する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは第一項の規定に 為については、 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行 同法第三十一条第一項 (同法第四十五条において準用

(航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等)

第四十一条 略

6 による届出をすることを要しない。 為については、 する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは、 だついては、同法第三十一条第一項(同法第四十五条において準用港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行 第一項の規定

(違反行為者に対する措置命令)

第四十二条 め必要な措置 業又は工作物の設置に関し船舶交通の妨害を予防し、又は排除するた 作物の除去、移転又は改修その他当該違反行為に係る工事若しくは作 し、当該違反行為に係る工事又は作業の中止、当該違反行為に係る工四十二条(海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対 (第四号に掲げる者に対しては、 船舶交通の危険を防止

> 置 をとらなければならない。 (次条及び第三十五条におい て 「非常災害解除周知措置」という。

第三十四条・第三十五条 略

第三章 危険の防

(航路及びその周辺の海域における工事等)

第三十六条 (略)

(略)

8 よる許可を受けることを要せず、同項の規定による許可を受けたとき む。)の規定による許可を受けることを要しない。 は同法第三十一条第一項(同法第四十三条において準用する場合を含 する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは第一項の規定に 為については、同法第三十一条第一項 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行 (同法第四十三条において準用

(航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等)

第三十七条 (略)

6 為については、同法第三十一条第一項 による届出をすることを要しない。 する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは、 ※については、同法第三十一条第一項(同法第四十三条において準用港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行

(違反行為者に対する措置命令)

第三十八条 め必要な措置 業又は工作物の設置に関し船舶交通の妨害を予防し、又は排除するた 作物の除去、移転又は改修その他当該違反行為に係る工事若しくは作 し、当該違反行為に係る工事又は作業の中止、当該違反行為に係る工三十八条。海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対 (第四号に掲げる者に対しては、 船舶交通の危険を防止

するため必要な措置)をとるべきことを命ずることができる。

- 第四十条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- 四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に 違反した者 第四十条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第
- 三 第四十条第六項の規定に違反して当該工作物の除去その他原状に 回復する措置をとらなかつた者

兀

(海難が発生した場合の措置)

第四十三条 とつた措置について海上保安庁長官に通報しなければならない。ただ るときは、当該海難に係る船舶の船長は、できる限り速やかに、国土四十三条 海難により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあ を防止するため必要な応急の措置をとり、かつ、当該海難の概要及び 交通省令で定めるところにより、標識の設置その他の船舶交通の危険 港則法第二十四条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2 . 3

第四章 雑則

第四十四条~第四十七条

(略)

(行政手続法の適用除外)

第四十八条 十九条の規定による処分については、行政手続法 十八号)第三章の規定は、 第十条の二、第二十条第三項、 適用しない。 第三十 一条第一項又は第三 (平成五年法律第八

第四十九条・第五十条 略

第五章 罰則

するため必要な措置)をとるべきことを命ずることができる。

- 者 第三十六条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした
- 第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件第三十六条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条 に違反した者
- 三 第三十六条第六項の規定に違反して当該工作物の除去その他原状 に回復する措置をとらなかつた者

兀 (略)

(海難が発生した場合の措置

第三十九条 し、港則法第二十五条の規定の適用がある場合は、 とつた措置について海上保安庁長官に通報しなければならない。ただ を防止するため必要な応急の措置をとり、 交通省令で定めるところにより、標識の設置その他の船舶交通の危険 るときは、当該海難に係る船舶の船長は、できる限り速やかに、国土三十九条。海難により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあ かつ、当該海難の概要及び この限りでない。

2 • (略

第四章

第四十条~第四十三条 (略)

(行政手続法の適用除外)

第四十四条 定は、適用しない。 処分については、行政手続法 第十条の二、第二十条第三項又は第三十五条の規定による (平成五年法律第八十八号) 第三章の規

第四 十五条・第四十六条

略

第五章 罰則

第五十三条 第五十二条 2 第五十一条 に処する。 兀 三(略) 三十万円以下の罰金に処する。 一 第二十二条又は第三十六条の規定に違反した者 (削る) (削る) (削る) (削る) た者 違反したとき。 三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、 条の規定による海上保安庁長官の処分の違反となるような行為をし る海上保安庁長官の処分に違反したとき 四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に 第十条の二、第二十六条第一項、 第四十一条第二項、 第四十条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第 第四十条第一項の規定に違反したとき。 第四十三条第一項の規定に違反した者 (略) 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰 (略 第四十二条又は第四十三条第三項の規定によ 第三十二条第 その違反行為をした者は 項又は第三十九 金 第四十七条 第四十九条 第四十八条 (新設) に処する。 五四三 七 三十万円以下の罰金に処する。 る海上保安庁長官の処分に違反した者 保安庁長官の処分の違反となるような行為をした者 に違反した者 第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、 第三十九条第一項の規定に違反した者 第三十七条第二項、 第十条の二、第二十六条第一項又は第三十五条の規定による海上 第三十六条第六項又は第三十七条第一項の規定に違反した者 第二十二条又は第三十二条の規定に違反した者 第三十六条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、 第三十六条第 (略) (略) 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰 (略) 項の規定に違反した者 第三十八条又は第三十九条第三項の規定によ 若しくは付した条件でが付し、又は同条

、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。	は人に対して、各本条の罰金刑を科する。
号まで又は前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ	条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又
従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十七条第四号から第	の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十一条第二項又は前
第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他	八、使用
	の違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
(新設)	2 第四十条第六項又は第四十一条第一項の規定に違反したときは、そ

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
Ť.
部
分
~

		7.作糸音グルココギスス
改正案	現	行
一章 (略)	一章 (略)	
二十条—第二 法(第十一条	(第二十一条―第二 人が停泊(第四条―	
第七章 雑則(第三十一条—第五十条)第六章 灯火等(第二十六条—第三十条)第五章 水路の保全(第二十三条—第二十五条)	第八章 引則(第四十九条)第五十四条)第七章 雑則(第三十一条—第四十八条)第六章 灯火等(第二十七条—第三十条の二)第五章 水路の保全(第二十四条—第二十六条)	
(移動の制限)	(移動の制限)	
2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略)	略) 他やむを得ない事由のある場合は、こ地から移動してはならない。ただし、より停泊した一定の区域外に移動し、より停泊した一定の区域外に移動し、の場合を除いて、港長の許可を受けなの場合を除いて、港	第一項、第十条及び第二十 の限りでない。 の限りでない。
第七条~第十条(略)	第八条~第十一条 (略)	
第三章 航路及び航法	第三章 航路及び航法	
(航路)	(航路)	

第十一条 (略)

びようし、又はえい航している船舶を放してはならない。第十二条 船舶は、航路内においては、次に掲げる場合を除いては、投

一~四 (略)

(航法)

第十三条 (略)

第十四条

略

して特別の定めをすることができる。これらの規定にかかわらず、国土交通省令で当該港における航法に関定によることが船舶交通の安全上著しい支障があると認めるときは、件により第十三条第三項若しくは第四項、第十五条又は第十七条の規十九条 国土交通大臣は、港内における地形、潮流その他の自然的条

(削る)

第四章 危険物

第

二十条

略

積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保し、又は停留してはならない。ただし、港長が爆発物以外の危険物を指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊第二十一条 危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の

管方法に鑑み差し支えないと認めて許可したときは、

この限りでない

第十二条(略)

びようし、又はえい航している船舶を放してはならない。第十三条船舶は、航路内においては、左の各号の場合を除いては、

投

一~四 (略)

(航法)

第十四条(略)

第十四条の二 (略)

これらの規定にかかわらず、国土交通省令で当該港における航法に関定によることが船舶交通の安全上著しい支障があると認めるときは、件により第十四条第三項若しくは第四項、第十五条又は第十七条の規第十九条 国土交通大臣は、港内における地形、潮流その他の自然的条

きる。 交通省令で一定の港における航法に関して特別の定めをすることがで2.第十四条から前条までに定めるもののほか、国土交通大臣は、国土

して特別の定めをすることができる。

第二十条 削除

第四章 危険物

第二十一条 (略)

方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。 載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管し、又は停留してはならない。 但し、港長が爆発物以外の危険物を積指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊第二十二条 危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の

.

第二十二条 (略)

| 「「項の許可をすることができる。| 当であると認めるときは、港の境界外において適当の場所を指定して2 | 港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不適

3 (略

うとするときは、港長の許可を受けなければならない。4 船舶は、特定港内又は特定港の境界付近において危険物を運搬しよ

第五章 水路の保全

類する廃物を捨ててはならない。いては、みだりに、バラスト、廃油、石炭から、ごみその他これらに第二十三条(何人も、港内又は港の境界外一万メートル以内の水面にお

- 、。
 らの物が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置をしなければならなおそれのある物を船舶に積み、又は船舶から卸そうとする者は、これ2
 港内又は港の境界付近において、石炭、石、れんがその他散乱する
 2
- り除くべきことを命ずることができる。 れのある物を脱落させた者に対し、その捨て、又は脱落させた物を取規定に違反して廃物を捨て、又は前項の規定に違反して散乱するおそ3 港長は、必要があると認めるときは、特定港内において、第一項の

第二十四条 (略)

物件の所有者又は占有者に対しその除去を命ずることができる。の他の物件が船舶交通を阻害するおそれのあるときは、港長は、当該第二十五条 特定港内又は特定港の境界付近における漂流物、沈没物そ

第六章 灯火等

第二十三条 (略)

前項の許可をすることができる。当であると認めるときは、港の境界外において適当の場所を指定して2 港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不適

3 (略)

4

うとするときは、港長の許可を受けなければならない。 船舶は、特定港内又は特定港の境界附近において危険物を運搬しよ

第五章 水路の保全

いては、みだりに、バラスト、廃油、石炭から、ごみその他これに類第二十四条(何人も、港内又は港の境界外一万メートル以内の水面にお

する廃物を捨ててはならない。

物が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置をしなければならない。 虞のある物を船舶に積み、又は船舶から卸そうとする者は、これらの2 港内又は港の境界附近において、石炭、石、れんがその他散乱する

くべきことを命ずることができる。ある物を脱落させた者に対し、その捨て、又は脱落させた物を取り除規定に違反して廃物を捨て、又は前項の規定に違反して散乱する虞の3 港長は、必要があると認めるときは、特定港内において、第一項の

第二十五条 (略)

の所有者又は占有者に対しその除去を命ずることができる。の他の物件が船舶交通を阻害する虞のあるときは、港長は、当該物件第二十六条 特定港内又は特定港の境界附近における漂流物、沈没物そ

第六章 灯火等

第二十六条~第二十八条 (略)

(火災警報)

第二十九条 (略)

すいところに、前条に定める火災警報の方法を表示しなければならなすいところに、前条に定める火災警報の方法を表示しなければならなものは、船内において、汽笛又はサイレンの吹鳴に従事する者が見や第三十条 特定港内に停泊する船舶であつて汽笛又はサイレンを備える

第四十条(略)(原子力船に対する規制

合に準用する。
2 第二十条第一項の規定は、原子力船が特定港に入港しようとする場

(異常気象等時特定船舶に対する情報の提供等)

第四十三条 取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるもの 域のうち、異常な気象又は海象が発生した場合に特に船舶交通の安全 るおそれに関する情報その他の当該区域において安全に航行し、停留 舶に関する情報、 び次条において同じ。 を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める区域において するため必要があると認めるときは、 を提供するものとする。 及び汽艇等以外の船舶であつて、特定港内及び特定港の境界付近の区 当該異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船 又はびよう泊をするために当該異常気象等時特定船舶において聴 停留し、 港長は、 又はびよう泊をしているものをいう。 当該異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ず 異常な気象又は海象による船舶交通の危険を防止 に対し、 国土交通省令で定めるところにより 異常気象等時特定船舶(小型船 以下この条及

2

前項の規定により情報を提供する期間は

港長がこれを公示する。

第二十七条~第二十九条 (略]

(火災警報)

第三十条

(略

(原子力船に対する規制)

第四十条 (略)

場合に準用する。
2 第二十一条第一項の規定は、原子力船が特定港に入港しようとする

として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合停留し、又はびよう泊をしている間は、同項の規定により提供される。異常気象等時特定船舶は、第一項に規定する区域において航行し、

(異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための勧告)

第四 認める場合において 時特定船舶の航行 舶が他の船舶又は工作物に著しく接近するおそれその他の異常気象等 交通省令で定めるところにより、 一十四条 きことを勧告することができる。 必要な限度において、 港長は、 停留又はびよう泊に危険が生ずるおそれがあると 異常な気象又は海象により、 当該危険を防止するため必要があると認めると 当該異常気象等時特定船舶に対し 進路の変更その他の必要な措置を講 異常気象等時特定船 国土

て報告を求めることができる。
た異常気象等時特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置についた異常気象等時特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置につい

(準用規定)

第四十五条 第九条、第二十五条、第二十八条、第三十一条、第三十六 第四十五条 第九条、第二十五条、第二十八条、第三十一条、第三十六

(非常災害時における海上保安庁長官の措置等)

指定港内において船舶交通の危険が生ずるおそれがある旨を当該指定及びこれにより当該非常災害発生周知措置に係る指定海域に隣接する知措置」という。)をとるときは、あわせて、非常災害が発生した旨定する非常災害発生周知措置(以下この項において「非常災害発生周第四十六条 海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十七条第一項に規

(新設)

(準用規定)

(非常災害時における海上保安庁長官の措置等)

指定港内において船舶交通の危険が生ずるおそれがある旨を当該指定及びこれにより当該非常災害発生周知措置に係る指定海域に隣接する知措置」という。)をとるときは、あわせて、非常災害が発生した旨定する非常災害発生周知措置(以下この項において「非常災害発生周第四十四条 海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十三条第一項に規

らない。おいて「指定港非常災害発生周知措置」という。)をとらなければなおいて「指定港非常災害発生周知措置」という。)をとらなければな港内にある船舶に対し周知させる措置(次条及び第四十八条第二項に

いて「指定港非常災害解除周知措置」という。)をとらなければならという。)をとるときは、あわせて、当該非常災害解除周知措置に係という。)をとるときは、あわせて、当該非常災害解除周知措置に係という。)をとるときは、あわせて、当該非常災害解除周知措置に係という。)をとるときは、あわせて、当該非常災害解除周知措置に係別にある船舶に対し周知させる措定おいて「非常災害解除周知措置」という。)をとるときは、あわせて、当該非常災害解除周知措置に係出がで「指定港非常災害解除周知措置」という。)をとらなければなら、おいっ。)をとらなければなら、という。)をとらなければなら、という。)をとらなければなら、という。)をとらなければなら、という。)をとらなければなら、という。)をとらなければなら、おり、という。)をとらなければなら、という。)をとらなければなら、という。)をとらなければなら、という。)をとらなければならいて「指定港非常災害解除周知措置」という。)をとらなければなら、おり、という。)をとらなければなら、という。)をとらなければなら、という。)をとらなければなら、という。)をとらなければなら、という。)をとらなければなら、という。)をとらなければなら、という。)をとらなければなら、という。)をとらなければならいて、はいう。)をとらなければならいないが、という。

第四十七条 (略

(海上保安庁長官による港長等の職権の代行)

第四 四項に規定する職権を、 場合にあつては当該特定港の港長に代わつて第三十九条第三項及び第 は当該港に係る第四十五条に規定する管区海上保安本部の事務所の長 去を一体的に行う必要があると認めるときは、当該港が特定港である 項の規定により同項に規定する海域からの退去を勧告しようとする場 号の規定により同項に規定する海域からの退去を命じ、 に代わつて同条において準用する第三十九条第三項及び第四項に規定 合において、 一十八条 海上保安庁長官は、 これらの海域及び当該海域に隣接する港からの船舶の退 当該港が特定港以外の港である場合にあつて 海上交通安全法第三十二 条第 又は同条第一 項第三 第四

、第二十条第一項、第二十一条、第二十四条、第三十八条第一項、第港長に代わつて第五条第二項及び第三項、第六条、第九条、第十四条生周知措置に係る指定港が特定港である場合にあつては当該特定港の指定港非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該指定港非常災害発生周知措置をとつたときは、

する職権を行うものとする。

。「指定港非常災害発生周知措置」という。)をとらなければならない港内にある船舶に対し周知させる措置(次条及び第四十六条において

指定港非常災害解除周知措置」という。)をとらなければならない。内にある船舶に対し周知させる措置(次条及び第四十六条において「生により生じた船舶交通の危険がおおおむねなくなつた旨を当該指定港船舶交通の危険が生ずるおそれがなくなつた旨又は当該非常災害の発生によりという。)をとるときは、あわせて、当該非常災害解除周知措置に係という。)をとるときは、あわせて、当該非常災害解除周知措置」係。)をとらなければならない。

第四十五条 (略)

1十六条

(新設)

の二、第二十一条第一項、第二十二条、第二十五条、第三十八条第一港長に代わつて第五条第二項及び第三項、第七条、第十条、第十四条指定港非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該指定港非常災害発ニースを庁長官は、指定港非常災害発生周知措置をとつたときは、海上保安庁長官は、指定港非常災害発生周知措置をとつたときは、

第四十九条 (略

(行政手続法の適用除外)

(略)

第八章 罰則

五十万円以下の罰金に処する。第五十一条次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は

- 第二十条第一項の規定の違反となるような行為をした者項(第四十五条において準用する場合を含む。)において準用する第二十一条、第二十二条第一項若しくは第四項又は第四十条第二
- 規定による処分の違反となるような行為をした者 第四十条第一項(第四十五条において準用する場合を含む。)の

三十万円以下の罰金に処する。 第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は

一 第五条第一項、第六条第一項、第十一条、第十二条又は第三十八

に規定する職権を行うものとする。十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第三項並びに第四十条保安本部の事務所の長に代わつて同条において準用する第十条、第三港である場合にあつては当該港に係る第四十三条に規定する管区海上一項並びに第四十二条に規定する職権を、当該指定港が特定港以外の項、第二項及び第四項、第三十九条第三項、第四十条、第四十一条第

第四十七条 (略)

(行政手続法の適用除外)

2 (各) 第四十八条 第十条 (第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による処分については、行政 下準用する場合を含む。)の規定による処分については、行政 において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)又は第三 で準用する場合を含む。)又は第三 が、第二十一条第一項 (第四十条第二項 (第四十三条 において準用する場合を含む。)、第二十四条の二、第二十一条第一項 (第四十条第二項 (第四十三条におい

2 (略

第八章 罰則

五十万円以下の罰金に処する。 第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は

- 第二十一条第一項の規定の違反となるような行為をした者項(第四十三条において準用する場合を含む。)において準用する 第二十二条、第二十三条第一項若しくは第四項又は第四十条第二
- 規定による処分の違反となるような行為をした者二の第四十条第一項(第四十三条において準用する場合を含む。)の

十万円以下の罰金に処する。第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三

一 第五条第一項、第七条第一項、第十二条、第十三条又は第三十八

反となるような行為をした者 条第一項 (第四十五条において準用する場合を含む。) の規定の違

略

定を第四十五条において準用する場合を含む。)の規定による処分。)、第十四条又は第三十九条第一項若しくは第三項(これらの規一 第七条第三項、第九条(第四十五条において準用する場合を含む の違反となるような行為をした者

(削る)

(削る)

兀 第二十四条の規定に違反した者

2 三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は

用する場合を含む。 第二十三条第一項又は第三十一条第一項(第四十五条において の規定に違反したとき。

おいて準用する場合を含む。)の規定による処分に違反したとき。 条第二項若しくは第三十八条第四項 第二十三条第三項又は第二十五条、 (これらの規定を第四十五条に 第三十一条第二 項、 第三十六

第五十三条 む。 る。 の規定による処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処す 第三十七条第二項 (第四十五条において準用する場合を含

(削る)

条第一項 反となるような行為をした者 (第四十三条において準用する場合を含む。) の規定の違

(略)

処分の違反となるような行為をした者 の規定を第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による)、第十四条の二又は第三十九条第一項若しくは第三項(これら 第八条第三項、 第十条(第四十三条において準用する場合を含む

兀 用する場合を含む。 第二十四条第一項又は第三十一条第一項 の規定に違反した者 (第四十三条において準

六 五. おいて準用する場合を含む。 条第二項若しくは第三十八条第四項 第二十四条第三項又は第二十六条、)の規定による処分に違反した者 (これらの規定を第四十三条に 第三十一条第一 項、 第三十六

(新設)

第二十五条の規定に違反した者

第五十一条 る。 む。)の規定による処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処す 第三十七条第二項(第四十三条において準用する場合を含

第五十二条 又は科料に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は 三十万円以下の罰

の違反となるような行為をした者 第四条、 第八条第二項、第二十 一条第 一項又は第三十五条の規定

いて準用する場合を含む。) 第八条第一項、 第二十四条第二項 第三十二条、 第二十九条 第三十三条又は第三十 (第四十三条にお

人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。十四条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法の従業者がその法人又は人の業務に関して第五十二条第二項又は第五第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他	る。	第五十四条 第五十四条 第五十四条 第二項の規定に違反したとき。 二 第二十四条第二項、第二十二条、第三十三条又は第三十一 一 第七条第一項、第二十三条第二項、第二十八条(第四十五条において準用する場合を含む。)、第三十二条、第三十三条又は第三十四条第一項の規定に違反したとき。 四条第一項の規定に違反したとき。	
する。 一方の法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科行為者を罰するほか、その法人又は第三号の違反行為をしたときは、五号又は第五十二条第二号若しくは第三号の違反行為をしたときは、五号又は第五十二条第二号若しくは第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他	する。 する。 する。 うな行為をした者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処第五十三条 第十一条の規定による国土交通省令の規定の違反となるよ	(新設)	三(第三十四条第二項の規定による処分に違反した者)四条第一項の規定に違反した者

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分

改 正 案 (変更の許可等) (変更の許可等) (変更の許可等) (変更の許可を受けた者は、同条第二項第三号又は第四第五条 第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号又は第四第五条 第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号に掲げる事項のの設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届のの設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。 (変更の許可を受けた者は、同条第二項第三号に掲げる事項のの設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。 (変更の許可等) さい、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める区域又のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める区域又のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める区域又のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める区域又のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める区域又のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める区域又の計算を使用する航路標識として国土交通省令で定めるとこのの設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。 「港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)第四十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合 当該情報の提供が行われる場合。		現 行 現 行 (変更の許可等) 現 (変更の許可等) 現 (変更の許可等) 現 (変更の許可等) (変更の許可等) (変更の許可等) (新設) (新設)
け出なければならない。のの設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長のの設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長は海域にある電波を使用する航路標識として国土交通省令で定のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号に掲げ		新設)
とられている場合 当該指定港非常災害発生周知措置に係る港則法第四十六条第一項に規定する指定港非常災害発生周知いる同項に規定する区域 当該情報の提供が行われている場合 当該情報の提供が行港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)第四十三条第一項	指 措 わ の 定 置 れ 規	
日本の日本会長(四日日)日本とは、1950年日では、 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	引 とり通第 一 認 ちの二	
の規定による情報の提供が行海上交通安全法(昭和四十七)	供第一	

る同項に規定する海域

五. 措置」 一十二条第一項において同じ。 係る指定海域 海上交通安全法第三十七 (以下この号及び第二十二条第一 という。 (同法第二条第四項 がとられている場合 条第 一項において「非常災害発生周知項に規定する非常災害発生周知措 に規定する指定海域をいう。 当該非常災害発生周知措置

4 その旨並びにその区域及び期間を公示しなければならない。 海上保安庁長官は、 前項第三号の規定による指定をする場合には、

5 該届出に係る変更前のものと同 庁長官に届け出なければならない。 なくなったときは、 第三項の規定による届出をした者は、 遅滞なく、 のもの 当該届出に係る航路標識の設備を当 に変更し 同項各号に掲げる場合に該当 その旨を海上保安

(新設)

(新設)

6

〈海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の 届 出

第十三条 (略)

2 9 (略)

出をした者について準用する。この場合において、第五条第六項中「第五条第六項、第六条及び第七条の規定は、第一項の規定による届 第二項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものと 第一項ただし書」とあるのは「第十三条第二項ただし書」と、「同条

(非常災害時における緊急措置]

第二十二条 標識を設置する現場付近にある船舶に対し当該航路標識の設置に関す 航路標識を設置する緊急の必要があると認める場合に限り、当該航路 る業務に従事すべきことを命じ、 指定海域に隣接する指定港内における船舶交通の危険を防止するため をとるまでの間、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域又は当該 海上交通安全法第三十七条第二項に規定する非常災害解除周知措置十二条 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつたときは 又はその現場において、 船舶、

3

略

(海上保安庁以外の者の行う航路標識

の設置の

届

出

第十三条

(略)

2 9 第二項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものと 第一項ただし書」とあるのは「第十三条第二項ただし書」と、「同 出をした者について準用する。この場合において、 第五条第三項、 (略) 第六条及び第七条の規定は、第一項の規定による届 第五条第三項中「

(非常災害時における緊急措置)

第二十二条 この項において「非常災害発生周知措置」という。)をとつたときは 接する指定港 指定海域をいう。 非常災害発生周知措置に係る指定海域(同法第二条第四項に規定する 百十五号) 同条第二項に規定する非常災害解除周知措置をとるまでの間、 第三十三条第 海上保安庁長官は、 (港則法 以下この項において同じ。 (昭和二十三年法律第百七十四号)第三条第三 項に規定する非常災害発生周知措置 海上交通安全法)又は当該指定海域に隣 (昭和四十七年法律第 (以下 当該

用品その他の物件を使用し、 収用し、 若しくは処分することができる

2

略

海上保安庁 の行う電波を使用する航路標識による情報の送信)

第 て電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものによる情 業務の遂行に支障のない限り、 庁長官が船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、 十二条の二 送信を行うことができる。 当該各号に定める区域又は海域内において、 又は管理する者からの申出を受けた場合において、 海上保安庁は、 空港、 第五条第三項各号に掲げる場合の区分 道路、 港湾施設その他の施設を 当該者に代わつ 海上保安 その

2 ろにより 前項の申出をする者は 手数料を納めなければならない。 実費を勘案して国土交通省令で定めるとこ

損失補償

めるところにより補償をするものとする。 又は第二十二条第一項の規定によつて生じた損失に対しては、次に定二十三条 第十条、第十三条第六項若しくは第七項、第十九条第三項

移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算 すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額 を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要 べき費用、 当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要す 定した当該植物についての損失額 第十九条第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、 補償の額は、 第十条第二項又は第十三条第七項の規定により航路標識 第十条第一項又は第十三条第六項の場合にあつては 第二十二条第一項の場合にあつ

> きる。 関する業務に従事すべきことを命じ、 項に規定する指定港をいう。 船舶用品その他の物件を使用し、 航路標識を設置する現場付近にある船舶に対し当該航路標識の設置に ため航路標識を設置する緊急の必要があると認める場合に限り、 内における船舶交通の危険を防止する 収用し、 又はその現場において、 若しくは処分することがで 船舶、 当該

2 (略

(新設)

損失補償

第 ころにより補償をするものとする。 又は前条第一項の規定によつて生じた損失に対しては、次に定めると 一十三条 第十条、第十三条第六項若しくは第七項、第十九条第三項

すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額 を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要 べき費用、 当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要す 定した当該植物についての損失額、 移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算 第十九条第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、 補償の額は、 第十条第二項又は第十三条第七項の規定により航路標識 第十条第一項又は第十三条第六項の場合にあつては 前条第一項の場合にあつては

をした者は、十万円以下の過料に処する。む。)又は第十三条第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出第三十一条 第五条第三項(第十三条第十項において準用する場合を含	をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。おいて準用する場合を含む。)又は第十三条第九項の規定による届出第三十一条(第五条第三項、第五項若しくは第六項(第十三条第十項に
2・3 (略) ニ・三 (略) ニ・三 (略) する金額とする。	2・3 (略) ニ・三 (略) ニ・三 (略) に相当する金額とする。

改 正 案	現
目次	目次
第一章(略)	第一章 (略)
第二章 航路標識の設置及び管理	第二章 航路標識の設置及び管理
第一節 海上保安庁の行う航路標識の設置及び管理(第二条—第六	第一節 海上保安庁の行う航路標識の設置及び管理(第二条)
保護協	上
第四節 雑則(第二十二条—第二十五条) - 第一第二十一第	第三節 雑則 (第十五条・第十六条) ター第十四条
第四章 航路標識に関する費用(第三十一条—第三十四条) 第三章 航路標識に係る行為の制限(第二十六条—第三十条)	(新設) 第三章 航路標識に係る行為の制限(第十七条—第二十一条)
第六章 罰則(第四十一条—第四十五条) 第五章 雑則(第三十五条—第四十条)	第五章 罰則(第二十七条—第三十一条) 第四章 雑則(第二十二条—第二十六条)
附則	
第二条(略)(航路標識の設置及び管理の原則)	第二条(略)
(工事原因者の工事の施行等)	
者にさせることができる。 管理航路標識の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為 一という。)によつて必要を生じた管理航路標識に関する工事又は 一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	(新設)
おいこせることができる	_

(海上保安庁以外の者の行う管理航路標識に関する工事等の承認) 第四条 海上保安庁以外の者が管理航路標識に関する工事又は管理航路 第四条 海上保安庁以外の者が管理航路標識に関する工事又は管理航路 第四条 海上保安庁以外の者が管理航路標識に関する工事又は管理航路 にとを要しない。 ただし、ごみその他の廃物の除去、草刈りその他これ たり、次に掲げる事項を記載した申請書を海上保安庁長官の承認を受けなけ ければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 一 におり、次に掲げる事項を記載した申請書を海上保安庁長官の承認を受けなけ には、

第六条 3 2 義務者」という。 じた者若しくは委任した者(以下この項において「措置実施者」とい おいて、 又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 ことができる。 くは維持の中止若しくは管理航路標識を原状に回復することを命ずる ない必要が生じた場合 第四条第一項の承認を受けた者に対し、 海上保安庁長官は、 管理航路標識の維持をした者 第四条第一 反した者 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合に 第二十二条の規定により第四条第一項の承認に付された条件に違 管理航路標識の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得 管理航路標識に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 偽りその他不正な手段により第四条第 第四条第一項の規定に違反して、 当該義務者の負担において、 海上保安庁長官は、 過失がなくて当該措置を命ずべき者 項の承認を取り消し、 を確知することができないときは、 次の各号のいずれかに該当する場合においては 次の各号のいずれかに該当する者に対して 当該措置を自ら行い、 その効力を停止し、 管理航路標識に関する工事又は 前項に規定する処分をし、 項の承認を受けた者 (以下この 項において 海上保安庁長 又は工事若し 又はその命

(新設)

法人その他これに準ずるものとして国土交

次条第一項に規定する業務を適正かつ

第七条

(航路標識協力団体の指定)

海上保安庁長官は、

らない。

第二節

航路標識協力団体

又は措置実施者が当該措置を行う旨を、

上保安庁長官は、その定めた期限内に義務者において当該措置を行う

)に当該措置を行わせることができる。この場合においては、海

き旨及びその期限までに当該措置を行わないときは海上保安庁長官

あらかじめ公告しなければな

通省令で定める団体であつて、

航路標識ごとに航路標識協力団体として指定することができる。確実に行うことができると認められるものを、その申請により、管理

- ない。 標識協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければなら 標識協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければなら2 海上保安庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、当該航路

航路標識について、次に掲げる業務を行うものとする。第八条 航路標識協力団体は、前条第一項の規定による指定に係る管理

航路標識の維持をすること。
海上保安庁長官に協力して、管理航路標識に関する工事又は管理

| 管理航路標識の管理に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。四 管理航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

2

画について海上保安庁長官に協議しなければならない。
「きするときは、当該工事の設計及び実施計画又は当該維持の実施計の規定による指定に係る管理航路標識に関する工事又は当該管理航路の規定による指定に係る管理航路標識に関する工事又は当該管理航路が規定による指定に係る管理航路標識に関する工事又は当該管理航路

つたものとみなす。 項の規定による協議が成立することをもつて、同条第一項の承認があ項の規定による協議が成立することをもつて、同条第一項の承認がある。 前項の工事又は維持についての第四条第一項の適用については、前

(監督等)

第九条 第十条 2 3 2 第十二条 第十一条 4 (削る) 一 〈 匹 ければならない。 違反したときは、 を命ずることができる。 団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきこと を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該航路標識協力 に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 な実施を確保するため必要があると認めるときは、 を受けなければならない。 るものを除く。)を設置しようとするときは、海上保安庁長官の許可 の旨を公示しなければならない。 に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。 (許可の基準) (情報の提供等) その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しな (海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の許可) 海上保安庁長官は 海上保安庁長官は、 海上保安庁長官は、 海上保安庁長官は、 第三節 海上保安庁長官は、 若しくは虚偽の報告をしたとき、 海上保安庁以外の者が航路標識(第二十一条第一項に規定す 海上保安庁長官は、 (略) 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理 その指定を取り消すことができる。 航路標識協力団体が第一 前項の規定により指定を取り消したときは、 航路標識協力団体が前条第一項に規定する業務 前条第 航路標識協力団体に対し、 前条第一項の許可の申請があつたときは 項に規定する業務の適正かつ確実 又は前項の規定による命令に 項の規定による報告を 航路標識協力団体 その業務の実施 そ 第四条 第三条 海上保安庁以外の者が航路標識 (第十三条第一項に規定するも 2 2 (新設) けなければならない。 ればならない。 その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなけ のを除く。)を設置しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受 <u></u> 四 (許可の基準等) (海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の許可 前条第一項の許可には (略) 海上保安庁長官は、前条第一項の許可の申請があつたときは、 第二節 (略) 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理 条件を付し 及びこれを変更することがで

きる。

(変更の許可等)

2 (略)

(略)

において同じ。)の区域港(同法第三条第三項に規定する指定港をいう。第三十五条第一項港(同法第三条第三項に規定する指定港をいう。第三十五条第一項がとられている場合 当該指定港非常災害発生周知措置 港則法第四十六条第一項に規定する指定港非常災害発生周知措置

二·四 (略)

三十五条第一項において同じ。) に係る指定海域(同法第二条第四項に規定する指定海域をいう。第世置」という。)がとられている場合 当該非常災害発生周知措置 (以下この号及び第三十五条第一項において「非常災害発生周知 海上交通安全法第三十七条第一項に規定する非常災害発生周知措

4·5 (略)

、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。 項その他国土交通省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく令で定める軽微な変更をしたとき、又は同条第二項第一号に掲げる事6 第十一条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の国土交通省

(変更の許可等)

ろにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、の変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるとこ号に掲げる事項の変更(第三項及び第五項に規定する航路標識の設備第五条 第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号又は第四

国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(略)

(略)

において同じ。)の区域港(同法第三条第三項に規定する指定港をいう。第二十二条第一項港(同法第三条第三項に規定する指定港をいう。第二十二条第一項がとられている場合 当該指定港非常災害発生周知措置二 港則法第四十六条第一項に規定する指定港非常災害発生周知措置

三・四(略)

二十二条第一項において同じ。) に係る指定海域(同法第二条第四項に規定する指定海域をいう。第 措置」という。)がとられている場合 当該非常災害発生周知措置 以下この号及び第二十二条第一項において「非常災害発生周知五 海上交通安全法第三十七条第一項に規定する非常災害発生周知措

4 · 5 (略)

その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。その他国土交通省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、で定める軽微な変更をしたとき、又は同条第二項第一号に掲げる事項6 第三条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の国土交通省令

(供用の休廃止等の届出)

、、、、あらかじめ、海上保安庁長官にその旨を届け出なければならな識の供用を再開しようとするときは、国土交通省令で定めるところに識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した当該航路標第十四条 第十一条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標

(航路標識に事故が発生した場合の報告義務)

を海上保安庁長官に報告しなければならない。
あつたときは、国土交通省令で定めるところにより、直ちに、その旨識について破損その他の事故が発生し、当該航路標識の現状に変更が第十五条 第十一条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標

(航路標識の管理)

該許可に係る航路標識を維持しなければならない。 備が第十二条第一号の国土交通省令で定める基準に適合するように当第十六条 第十一条第一項の許可を受けた者は、その位置、構造及び設

路標識を管理しなければならない。 | 三号の国土交通省令で定める基準に適合するように当該許可に係る航2 | 第十一条第一項の許可を受けた者は、その管理の方法が第十二条第

(措置命令等)

(削る)

より許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変第十一条第一項の許可を受けた者が第十三条第一項本文の規定に

(供用の休廃止等の届出)

、あらかじめ、海上保安庁長官にその旨を届け出なければならない。供用を再開しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した当該航路標識の第六条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識の

(航路標識に事故が発生した場合の報告義務)

上保安庁長官に報告しなければならない。
たときは、国土交通省令で定めるところにより、直ちに、その旨を海ついて破損その他の事故が発生し、当該航路標識の現状に変更があつ第七条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識に

(航路標識の管理)

該許可に係る航路標識を維持しなければならない。 第四条第一項第一号の国土交通省令で定める基準に適合するように当第八条 第三条第一項の許可を受けた者は、その位置、構造及び設備が

航路標識を管理しなければならない。 第三号の国土交通省令で定める基準に適合するように当該許可に係る2 第三条第一項の許可を受けた者は、その管理の方法が第四条第一項

(措置命令等)

件に違反したとき。 おいて準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付された条が第三条第一項の許可を受けた者が第四条第二項(第五条第二項に

許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更し二 第三条第一項の許可を受けた者が第五条第一項本文の規定により

- せず、又は虚偽の報告をしたとき。 第十一条第一項の許可を受けた者が第十五条の規定による報告を
- 認めるとき。 第十一条第一項の許可を受けた者が前条の規定に違反していると
- 又は第十三条第一項の許可に付された条件に違反したとき 第十一条第一項の許可を受けた者が第二十二条の規定により 一同項

受けた者に対し、当該許可に係る航路標識の改善、移転、撤去その他があると認めるときは、海上保安庁長官は、第十一条第一項の許可を 必要な措置をすべきことを命ずることができる。 前条に規定する場合のほか、 船舶交通の安全を図るため必要

2 の許可に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。 保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第十一条第一項 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、 海上 2

(許可の取消し)

第十九条 一条第 《第一項の許可を取り消すことができる。 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、

- 更したとき。 より許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変 第十一条第一項の許可を受けた者が第十三条第一項本文の規定に
- せず、又は虚偽の報告をしたとき 第十一条第一項の許可を受けた者が第十五条の規定による報告を
- 定による命令に違反したとき。 第十一条第一項の許可を受けた者が第十七条又は前条第一 項の規
- 又は第十三条第一項の許可に付された条件に違反したとき。 第十一条第一項の許可を受けた者が第二十二条の規定により 同 項

第三条第一項の許可を受けた者が第七条の規定による報告をせず 又は虚偽の報告をしたとき

めるとき。 第三条第一項の許可を受けた者が前条の規定に違反していると認

(新設)

兀

第十条 前条に規定する場合のほか、 た者に対し、当該許可に係る航路標識の改善、 な措置をすべきことを命ずることができる。 あると認めるときは、海上保安庁長官は、第三条第一項の許可を受け 船舶交通の安全を図るため必要が 移転、 撤去その他必要

許可に係る航路標識を直接に管理し、 保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第三条第 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、 又は収用することができる。 一項 海

(許可の取消し)

第十一条 第三条第一項の許可を取り消すことができる。 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、

第三条第一項の許可を受けた者が第四条第二項(第五条第二項に

- 件に違反したとき。 おいて準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付された条 第三条第一項の許可を受けた者が第五条第一項本文の規定により
- 許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更し たとき。 第三条第一項の許可を受けた者が第七条の規定による報告をせず
- 兀 よる命令に違反したとき。 又は虚偽の報告をしたとき 第三条第一項の許可を受けた者が第九条又は前条第一項の規定に

地位の承継)

けなければ、承継しない。場合を除き、これを承継しようとする者が海上保安庁長官の認可を受第二十条 第十一条第一項の許可を受けた者の地位は、次項に規定する

- 可を受けた者の地位を承継する。
 た当該許可を受けた者の地位を承継すべき一人の相続人)は、当該許相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定め2 第十一条第一項の許可を受けた者が死亡した場合においては、その
- 。 第十二条第四号の規定は、第一項又は前項の認可について準用する

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の届出

第二十一条 (略)

2~4 (略)

ずることができる。 必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命の規定による届出をした者に対し、期限を定めて当該航路標識につき5 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項

(略)

五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。第一項の規定による届出をした者が第十項において準用する第十

6~9 (略)

六項中「第一項ただし書」とあるのは「第二十一条第二項ただし書」よる届出をした者について準用する。この場合において、第十三条第10 第十三条第六項、第十四条及び第十五条の規定は、第一項の規定に

(地位の承継)

なければ、承継しない。合を除き、これを承継しようとする者が海上保安庁長官の認可を受け第十二条 第三条第一項の許可を受けた者の地位は、次項に規定する場

- を受けた者の地位を承継する。当該許可を受けた者の地位を承継すべき一人の相続人)は、当該許可続人(相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた2 第三条第一項の許可を受けた者が死亡した場合においては、その相
- 、同様とする。 、認可しない旨の処分があつた場合において、その日以後についても期間の経過後は、同項の許可は、その効力を失う。認可の申請に対し内にその相続について海上保安庁長官の認可を申請しなければ、その内にその相続人は、第三条第一項の許可を受けた者の死亡後六十日以
- する。
 4 第四条第一項第四号の規定は、第一項又は前項の認可について準用

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の届出

第十三条 (略)

2~4 (略)

ずることができる。
 必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識につきの規定による届出をした者に対し、期限を定めて当該航路標識につき 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項

(略)

条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 第一項の規定による届出をした者が第十項において準用する第七

6~9 (略)

第一項ただし書」とあるのは「第十三条第二項ただし書」と、「同条出をした者について準用する。この場合において、第五条第六項中「10 第五条第六項、第六条及び第七条の規定は、第一項の規定による届

第十七条~第二十一条 (略)	第二十六条~第三十条(略)
第三章 航路標識に係る行為の制限	第三章 航路標識に係る行為の制限
第十五条·第十六条 (略)	第二十四条・第二十五条(略)
第三節 雑則	(削る)
3•4 (略)	3 · 4 (略)
の他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。いる場所又は航路標識の工事の場所に立ち入つて、航路標識、書類そによる届出をした者の事務所その他の事業場、航路標識が設置されての職員に、第三条第一項の許可を受けた者若しくは前条第一項の規定2 海上保安庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、そ	の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 は航路標識に関する工事の場所に立ち入つて、航路標識、書類その他 第一項の許可を受けた者若しくは第二十一条第一項の規定による届出 第一項の許可を受けた者若しくは第二十一条第一項の規定による届出 2 海上保安庁長官は、この章(第二節を除く。)の規定の施行に必要
る。を	3工事又は管理に関し報告を求めることが完二十一条第一項の規定による届出をした
て、第三条第一項の許可を受けた者又は前条第一項の規定による届出第十四条 海上保安庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度におい(報告徴収及び立入検査)	行に必要な限度において、第四条第一項の承認若しくは第十一条第一第二十三条 海上保安庁長官は、この章(第二節を除く。)の規定の施(報告徴収及び立入検査)
(新設)	することができる。
(新設)	第四節 雑則
する。 第二項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものと	えるものとする。と、「同条第二項第一号」と読み替と、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替

2 海上保安庁長官は、前項の規定による督促をした場合においては、第三十四条 第六条第三項又は前条の規定に基づく負担金(第三項及び第三十四条 第六条第三項又は前条の規定に基づく負担金(第三項及び(強制徴収)	該他の行為の行為者にその全部又は一部を負担させるものとする。ては、その必要を生じた限度において、当該他の工事の施行者又は当じた管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の費用につい第三十三条 海上保安庁長官は、他の工事又は他の行為により必要を生(原因者負担金)	第三十二条 この法律の規定による義務又は第六条第一項若しくは第二項若しくは第三項、第十十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条第二項、第十十条第二項、第二十一条第五項若よる義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなけれよる義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。	工事又は維持をする者が負担しなければならない。 航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持に要する費用は、当該第三十一条 第四条第一項の規定により海上保安庁以外の者がする管理用)	第四章 航路標識に関する費用
(新設)	(新設)	新設)	新設)	(新設)

た額を超えない範囲内で定めなければならない。。この場合において、延滞金は年十四・五パーセントの割合で計算し国土交通省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる

のとする。 のとする。 のとする。 の例により負担金及び延滞金の先取特権は、国税及び地方税に次ぐも の例により負担金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場 の例により負担金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場 の例により負担金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場 の例により負担金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場 の例により負担金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場

4 延滞金は、負担金に先立つものとする。

第五章 雑則

第三十五条 (略)

の送信を行うことができる。 (海上保安庁の行う電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものによる情報官が船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、その業務官が船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、その業務高波を使用する者からの申出を受けた場合において、海上保安庁長の送信を行うことができる。 (海上保安庁の行う電波を使用する航路標識による情報の送信)

2 (略

(損失補償)

要すべき費用、

第十八条第一項又は第二十一条第六項の場合にあつ

第四章 雑則

第

<u>十</u>

条

略

て電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものによる情業の遂行に支障のない限り、第五条第三項各号に掲げる場合の区分別置し、又は管理する者からの申出を受けた場合において、海上保安別の大学を図るため必要があると認めるときは、その設置し、又は管理する者からの申出を受けた場合において、海上保安別の上に表の二年上の一年上の一年上の一年上の一年上の一年上の一年の一年にある。

2 (略)

報の送信を行うことができる。

(損失補償)

めるところにより補償をするものとする。
又は第二十二条第一項の規定によつて生じた損失に対しては、次に定第二十三条 第十条、第十三条第六項若しくは第七項、第十九条第三項

べき費用、第十条第二項又は第十三条第七項の規定により航路標識当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要す補償の額は、第十条第一項又は第十三条第六項の場合にあつては

場合にあつては同項の規定による行為により損失を受けた者につ 分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価 除した額、 航路標識を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれ 要すべき費用、 ての損失額に相当する金額とする。 によつて算定した当該植物についての損失額、 ば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控 ては当該航路標識の改善、 第二十八条第三項の場合にあつては植物の障害となる部 第十八条第二項又は第二十一条第七項の規定により 移転、 撤去その他 !の措置をするのに通常 第三十五条第一項

2 • 3

(聴聞の特例)

第三十八条 見陳述のための手続の区分にかかわらず、 令をしようとするときは、 一をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意一十七条第二項又は第二十八条第二項若しくは第三項の規定による命 海上保安庁長官又は海上保安官は、第二十六条第二項、 聴聞を行わなければならな 第

2 (略)

第三十九条・第四十条

略

罰則

第四十一条 した者は、 第十一条第一項の規定に違反して、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、 許可を受けないで航路標識を その違反行為を

設置したとき。 条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更したとき。 第十三条第一項本文の規定に違反して、許可を受けないで第十

> 定した当該植物についての損失額、 移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算 すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額 を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要 に相当する金額とする。 ては同項の規定による行為により損失を受けた者についての損失額 第十九条第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、 第一 一十二条第一項の場合にあつ

2 • 3 (略)

(聴聞の特例)

2 第 ようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述八条第二項又は第十九条第二項若しくは第三項の規定による命令をし のための手続の区分にかかわらず、 一十四条 海上保安庁長官又は海上保安官は、 聴聞を行わなければならない。 第十七条第二項、 第十

略

第 一十五条・第二十六条 略

第五章 罰則

第一 五十万円以下の罰金に処する。 一十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役又は

- 置した者 第三条第一項の規定に違反して、 許可を受けないで航路標識を設
- |項第三号||又は第四号に掲げる事項を変更した|| 第五条第一項本文の規定に違反して、許可を受けないで第三条第

きは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。又は第二十一条第五項若しくは第六項の規定による命令に違反したと第四十二条(第六条第一項若しくは第二項、第十七条、第十八条第一項

- Uた者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為を | 質

- 供用を再開したとき。の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した航路標識のの供用を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をして航路標識規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識 第十四条 (第二十一条第十項において準用する場合を含む。)の
- の届出をして航路標識を設置したとき。 二 第二十一条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽
- したとき。 虚偽の届出をして同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更虚偽の届出をして同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更ニ 第二十一条第二項本文の規定に違反して、届出をしないで、又は
- たとき。 四 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし
- くは第三項の規定による命令に違反したとき。(第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項若し)

(削る)

七 第三十条の規定に違反したとき。

2 第二十九条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。
又は前条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そのの従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十一条、第四十二条第四十四条。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他に

第四十五条 第十三条第三項、第五項若しくは第六項(第二十一条第十 第1

の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。第二十八条 第九条、第十条第一項又は第十三条第五項若しくは第六元

に処する。 第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金

- を再開した者用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した航路標識の供用用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した航路標識の供に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識の供第六条(第十三条第十項において準用する場合を含む。)の規定
- 届出をして航路標識を設置した者 第十三条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽
- た者 偽の届出をして同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更し三 第十三条第二項本文の規定に違反して、届出をしないで、又は虚

、又は質問に対し虚偽の陳述をした者五の第十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

三項の規定による命令に違反した者、第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項若しくは

八 第二十一条の規定に違反した者七 第二十条の規定に違反した者

(新設)

に対して、各本条の罰金刑を科する。
。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条(前条第七号を除く第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

第三十一条 第五条第三項、第五項若しくは第六項(第十三条第十項に

をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。おいて準用する場合を含む。)又は第十三条第九項の規定による届出

- 36 -

○核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号) 抄) (附則第四条関係)

(傍線部分は改正 一部分)

2 第三十三条 年以内の期間を定めて試験研究用等原子炉の運転の停止を命ずることれかに該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一 れかに該当するときは、 ができる。 (許可の取消し等) 原子力規制委員会は、 改 試験研究用等原子炉設置者が次の各号のいず 正 案 2 第三十三条 ができる。 れかに該当するときは、 、許可の取消し等 原子力規制委員会は、 現 行

一~十九 一十 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)第四十条第一項 む。)において準用する同法第二十条第一項の規定に対する違反が 法第四十五条において準用する場合を含む。) 同法第四十条第二項 (略) (同法第四十五条において準用する場合を含 の規定による処分又 同

第三十六条の二 (原子力船の入港の届出等)

3

あつたとき。

2 •

等原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、核燃料物質若しくは国土交通大臣は、前項の通知があつた場合においては、試験研究用 保安庁長官を通じ、第一項又は第二項の届出に係る港の港長(港則法 核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害 し、当該原子力船の航行に関し必要な規制をすべきことを指示するも の規定により港長の権限を行う管区海上保安本部の事務所の長)に対 第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第四十五条 を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、海上

> 年以内の期間を定めて試験研究用等原子炉の運転の停止を命ずることれかに該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一 試験研究用等原子炉設置者が次の各号のい ず

~十九 (略)

一十 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)第四十条第一項 法第四十三条において準用する場合を含む。) の規定による処分又十 港則法 (昭和二十三年法律第百七十四号) 第四十条第一項 (同 があつたとき。 む。)において準用する同法第二十一条第一項の規定に対する違反 は同法第四十条第二項 (同法第四十三条において準用する場合を含

3

(原子力船の入港の届出等)

第三十六条の二

2 • 等原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、核燃料物質若しくは の規定により港長の権限を行う管区海上保安本部の事務所の長)に 第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第四十三条 保安庁長官を通じ、第一項又は第二項の届出に係る港の港長(港則法 を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、海上 核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害 し、当該原子力船の航行に関し必要な規制をすべきことを指示するも 国土交通大臣は、 前項の通知があつた場合においては、 試験研究用

	_
	L
- 38 -	